

令和3年12月24日

三次市総務部総務課

---

---

## 職員の懲戒処分について

---

---

本市職員の懲戒処分について、本日、別紙のとおり発令しました。

---

### 本件に関するお問い合わせ先

---



三次市 総務部 総務課 職員係（担当／桑田，加藤）

電話番号：0824-62-6105 FAX番号：0824-62-6137

E-mail：soumu@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

# 職員の懲戒処分について

このことについて、次のとおり発令しました。

## 1 経過

本件は、令和3年9月10日（金）、自動車運転免許が停止中であるにもかかわらず私有自動車を運転し、交通法規違反により30万円の罰金及び3年間の免許取消となったもの。

これを受け、本件に係る職員の処分等について「三次市職員分限、懲戒審査委員会」において審査を行い、市長が次のとおり懲戒処分を発令した。

## 2 処分発令日

令和3年12月24日

## 3 対象職員及び処分内容等

### (1) 所属・職名等

市民部市民課 主査（49歳・男性）

### (2) 処分の内容

停職4月

### (3) 処分の理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当

ア 同法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反し、同法第29条第1項第1号に該当

イ 同法第29条第1項第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）に該当

## 4 その他

対象職員の上司については、管理監督責任があるとして市長から嚴重注意を行った。

# 職員の懲戒処分について

このことについて、次のとおり発令しました。

## 1 経過

本件は、市道除草に伴う報償費の請求について、事務処理を放置し支払い漏れや私費により立替払いをしていたもの。

これを受け、本件に係る職員の処分等について「三次市職員分限，懲戒審査委員会」において審査を行い，市長が次のとおり懲戒処分を発令した。

## 2 処分発令日

令和3年12月24日

## 3 対象職員及び処分内容等

### (1) 所属・職名等

君田支所 主査 (50歳・男性)

### (2) 処分の内容

戒告

### (3) 処分の理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号に該当

ア 同法第33条(信用失墜行為の禁止)に違反し，同法第29条第1項第1号に該当

イ 同法第32条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)に違反し，同法第29条第1項第2号(職務上の義務に違反し，又は職務を怠った場合)に該当

## 4 その他

対象職員の上司については，管理監督責任があるとして市長から嚴重注意を行った。